

重要事項説明書

((総合事業) 訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 寿康会
主たる事務所の所在地	駿東郡小山町小山255-2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 大坪由里子
電話番号	0550-76-3388

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	徳風園ヘルパーステーション訪問介護事業所
指定番号	静岡県2271300069
所在地	駿東郡小山町上野1440-1
電話番号	0550-70-6020
通常の事業の実施地域	駿東郡小山町全域・御殿場市柴怒田

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の生活の質の向上及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとします。 ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的・一体的なサービスの提供に努めるものとします。
運営の方針	・当事業所において提供する訪問介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 ・利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。 ・適切な介護技術をもってサービスを提供します。 ・常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

	・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供します。
--	--

4 ご利用事業所の職員体制

管理者	1名 主任ヘルパー 齊藤 明美
サービス提供責任者	介護福祉士 2名
訪問介護員等	介護福祉士 5（サービス提供責任者含） 訪問介護員研修2級修了者 2名
事務職員	1名 特別養護老人ホーム 徳風園 事務員と兼務

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜日、その他は相談による
営業時間	午前8時00分から午後5時30分まで、その他も可、要相談

6 サービスの概要

サービスの種類	内 容
身体介護	入浴介護、排泄介護、食事介護、散歩介護、通院介護等の直接的に身体に触れて行う介護。尚、通院介護利用者に関しては、別途通院介護災害補償契約を結んでいただきます。
生活援助	掃除、買い物、調理、洗濯等の生活に対する援助。
相談助言	介護指導、代筆、代読、申請代行等の援助。

7 利用料

厚生省介護報酬告示上の額であり、居宅サービス計画に基づいたサービス提供である場合は、その1割又は2割、3割（介護保険負担割合証の負担割合です）。

居宅サービス計画の無い、いわゆる償還払いの場合は、10割。

サービスの種類	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以後30分 増すごとに
身体介護	244単位	387単位	567単位	82単位
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上の場合	
単位数		179単位	220単位	
通院等乗降介助；片道（一回につき）97単位（その他、距離別運賃がかかります。） タクシー料金表参照				
院内介助；自費1時間まで一律1,000円、それ以降30分ごと500円上限2,000円とする				
緊急時訪問介護加算；訪問介護計画にない緊急の訪問介護を受けた時；1回100単位				
初回加算；初回にサービス提供責任者が訪問した場合；200単位				
生活機能向上連携加算；訪問リハのPTと連携して計画を作った場合；100単位×3月				

※当事業所は特定事業所加算Ⅰの該当事業所ですので、上記料金表の全てが2割増となります。

2人体制派遣：100分の200

夜間・早朝派遣：100分の125

深夜帯派遣：100分の150

その他、介護職員等処遇改善加算が1000分の245、地域加算が100分の21加算されます。

総合事業訪問介護利用料

週に1回の利用	一月 1176 単位
週に2回の利用	一月 2349 単位
週に3回の利用	一月 3727 単位
初回加算；初回にサービス提供責任者が訪問した場合；200 単位	
生活機能向上連携加算；訪問リハのPTと連携して計画を作った場合；100 単位×3 月	

その他、介護職員等処遇改善加算が1000分の245、地域加算が100分の21加算されます。

通常の事業の実施範囲

小山町、御殿場市柴怒田

通常の営業範囲を超える場合の交通費

公共交通機関を利用した場合	かかった実費を申し受けます。
公用車の場合	通常の事業実施地域の境からの往復距離 1 kmにつき 20 円を乗じた額を申し受けます。

8 キャンセル料

当 日	1, 000 円（故意の場合）
前日まで	無 料

＝その他＝

- ・交通事業により、訪問時間が10分から20分程度のずれが生じる場合があります。
- ・自然災害（大雨や大雪）で訪問中止となる場合があります。又、災害避難準備情報や避難勧告が発令された場合は訪問中止になり得ます。

9 苦情処理について

ご利用者ご相談窓口	苦情申立概要： 苦情は、別に定める苦情受付マニュアルに基づき、苦情解決責任者（管理者）が必ず責任を持って解決いたします。当施設内で解決できない場合は、下記市町村窓口、国保連窓口に通報します。 苦情申立手順： 窓口担当者にご相談→セクション会議→苦情解決責任者に報告→内部苦情処理委員会を行う→未解決なら第三者を含めた委員会を行う→行政・理事会等に報告 ご相談窓口： 徳風園居宅介護支援事業所 ご利用時間： 平日 午前8：30～午後5：30 土日 午前8：30～午後5：30 ご利用方法： 電話 0550-76-3388、6060
-----------	---

	面接 支援事業所面接室 ご意見箱 支援事業所前に設置 第三者委員 遠藤博雄 小野和彦
小山町窓口 福祉長寿課	ご利用時間 平日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0 ご利用方法 電話 0550-76-6669 FAX 0550-76-6671 面接 福祉長寿課 介護長寿班窓口
御殿場市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0 ご利用方法 電話 0550-83-1463 FAX 0550-84-1046 面接 介護保険課窓口
国保連窓口 静岡県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0 ご利用方法 電話 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0 面接 苦情申立窓口 文書 〒 420-8558 静岡市春日町 2 - 4 - 3 4

1 0 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は予め定められている緊急連絡先に連絡し、指示に従います。 場合によっては事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 救急車の出動を依頼する場合があります。		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電話番号	
事業者の 協力医療機関	医療機関の名称	富士病院
	院 長 名	園田 紀夫
	所 在 地	御殿場市新橋 1 7 8 3
	電話番号	0 5 5 0 - 8 3 - 3 3 3 3
	診 療 科	内科、外科、整形外科、眼科、脳外科、糖尿病
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
緊急連絡先	氏 名・関 係	
	住 所	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 1 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等（通院を要した場合のみ）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) ご利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、

財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

(4) 事故に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

1.2 個人情報の使用

訪問介護サービスを提供するに当たって知り得た個人情報は、個人情報保護法に基づく当施設の使用目的以外には使用しないことを約束します。

1.3 第三者評価の受審の有無

実施の有無	未実施
実施した直近年月日	未実施
実施した評価機関の名称	未実施
評価結果の開示状況	未実施

令和 年 月 日

当事業者は、甲1に対する訪問介護サービスの提供にあたり、☐甲1☐甲2に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

訪問介護事業者

駿東郡小山町上野 1 4 4 0 - 1

徳風園ヘルパーステーション

訪問介護事業所

氏名 畑中 まゆみ 印

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けたことに同意します。

(甲1) 利用者

住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族

住所

氏名 印